

平 29 医療政策第 515 号

平成 29 年(2017 年)10 月 6 日

山口県医師会長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について

平素から医療行政の推進について特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課から通知があり、別添
のとおり各医療機関に通知いたしましたので、お知らせいたします。

医療企画班（担当：泉津、亀本）

Tel：083-933-2924 Fax：083-933-2829

E-mail：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

平 29 医療政策第 515 号

平成 29 年(2017 年)10 月 6 日

関係医療機関の長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

地域医療構想・病床機能報告における回復期機能等について

平素から医療行政の推進について特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

一般病床又は療養病床を有する医療機関におかれましては、現在、厚生労働省から、平成29年度病床機能報告の提出が依頼されているところですが、本通知及び報告マニュアルの医療機能の定義等を踏まえた上で、適切に医療機能を選択いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省から公的医療機関等の本部にも別途通知されておりますので申し添えます。

また、県において、過去の病床機能報告において誤りの多かった点についてまとめておりますので、報告書作成の際の参考としていただきますようお願いいたします。

医療企画班（担当：泉津、亀本）

Tel：083-933-2924 Fax：083-933-2829

E-mail：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp



事務連絡
平成29年9月29日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について

地域医療構想における将来推計は患者数をベースに将来の病床の必要量を出しているのに対し、病床機能報告制度では様々な病期の患者が混在する病棟について最も適する機能1つを選択して報告する仕組みである。例えば回復期機能は、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を指すものであり、当該機能を主として担う病棟が報告されるものであるから、単に回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定している病棟のみを指すものではない。

しかしながら、この点の理解が不十分であるために、これまでの病床機能報告では、主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を有する病棟であっても、急性期機能や慢性期機能と報告されている病棟が一定数存在することが想定される。

また、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、主として急性期や慢性期の機能を担うものとして回復期機能以外の機能が報告された病棟においても、急性期を経過した患者が一定数入院し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションが提供されていたり、在宅医療の支援のため急性期医療が提供されていたりする場合があると考えられる。また、回復期機能が報告された病棟においても、急性期医療が行われている場合がある。

これらを踏まえると、現時点では、全国的に回復期を担う病床が大幅に不足し、必要な回復期医療を受けられない患者が多数生じている状況ではないと考えているが、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量との単純な比較から、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているように誤解させる状況が生じていると想定される。

このため、今後は、各医療機関に、各病棟の診療の実態に即した適切な医療機能を報告していただくこと、また、高齢化の進展により、将来に向けて回復期の医療需要の増加が見込まれる地域では、地域医療構想調整会議において、地域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、機能分化・連携を進めていただくことが重要と考えており、地域医療構想の達成に向けた取組等を進める上で、ご留意いただきたい。

なお、これに関連して、回復期機能に関してこれまで頂いた質問へのQ Aを別紙のとおり取りまとめたので、地域医療構想の達成に向けた取組等の参考としていただきたい。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

藤本、佐藤、竹内、古川

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

(別紙)

(問1) 病床機能報告において、回復期機能を選択する場合の基準はあるか。

(答)

回復期機能については、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」と定義している。このため、リハビリテーション等を提供していない場合であっても、病棟の患者に対し、主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している病棟については、回復期機能を選択することが適当と考えられる。

こうした考え方は、平成29年度病床機能報告の報告マニュアルにおいてもお示ししている。

(問2) 病床機能報告において回復期機能を選択した病棟では、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料しか算定できず、急性期の入院料や加算等を算定できないのか。

(答)

病床機能報告は、医療機関の各病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的として実施しているものであり、いずれの医療機能を選択した場合であっても、診療報酬の選択に影響を与えるものではない。

この点については、平成29年度病床機能報告の報告マニュアルにおいてもお示ししている。

(問3) 「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について(依頼)」(平成29年8月4日付け医政発0804第2号厚生労働省医政局長通知)に添付された2025プランの記載例の中に、「地域に不足する回復期機能を提供する」との文言があるが、2025プランの策定対象となる公的医療機関等は必ず回復期機能を担わなければならないこととなるのか。

(答)

本記載はあくまで記載例としてお示したものにすぎず、公的医療機関等が、今後、必ず回復期を担わなければならないという趣旨ではない。

実際の各医療機関の役割については、まずは各医療機関において、診療実績や地域の実情等を踏まえていずれの医療機能をどの程度担うかについて検討いただいた後、地域医療構想調整会議で協議・合意形成をいただいた上で決定することが重要である。

病床機能報告の提出に当たり、特に御留意いただきたい点

病床機能報告の提出に当たっては、例年、記入漏れや報告後の修正が生じていることから、報告書作成の際は、特に以下の点に御留意いただきますようお願いいたします。

- 各病棟の病床数の計が報告許可病床数と一致しているか
- 病床機能（現状及び6年後）は正しく選択されているか
- 対象となる期間（項目により1年間又は1か月間）の数値となっているか
- 休棟中の病棟も含めた全ての病棟について、病棟票が全項目記入されているか
- 各病棟の職員数のみではなく、施設全体の職員数、病棟以外の職員数も記入されているか
- 手術総数のみではなく、個別（臓器別）手術の実施件数も記入されているか
- がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況等の項目について、記入漏れがないか
- 数字を記入する欄が「0」の場合に「0」が記入されているか

なお、県医療政策課のホームページに2016年度の各医療機関の詳細な報告結果（国作成）を公開しています。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/byousyou_houkoku/byosyou_2016.html 又は「山口県 2016年度病床機能報告結果」で検索

二次医療圏名をクリックし、一番下にある「医療機関ごとの個票データは、こちらのページへ（別ウィンドウ）」をクリックしてください

自院の報告結果を御確認いただき、「未確認」と記載された項目がある場合は、今年度の報告時には数値を記載いただきますようお願いいたします。
※数値が記載されていなかった項目は「未確認」と記載されています。

また、既に報告書を提出されている医療機関で、内容に修正がある場合は、該当箇所を修正の上、修正箇所のある報告様式全体を再度提出いただきますようお願いいたします。